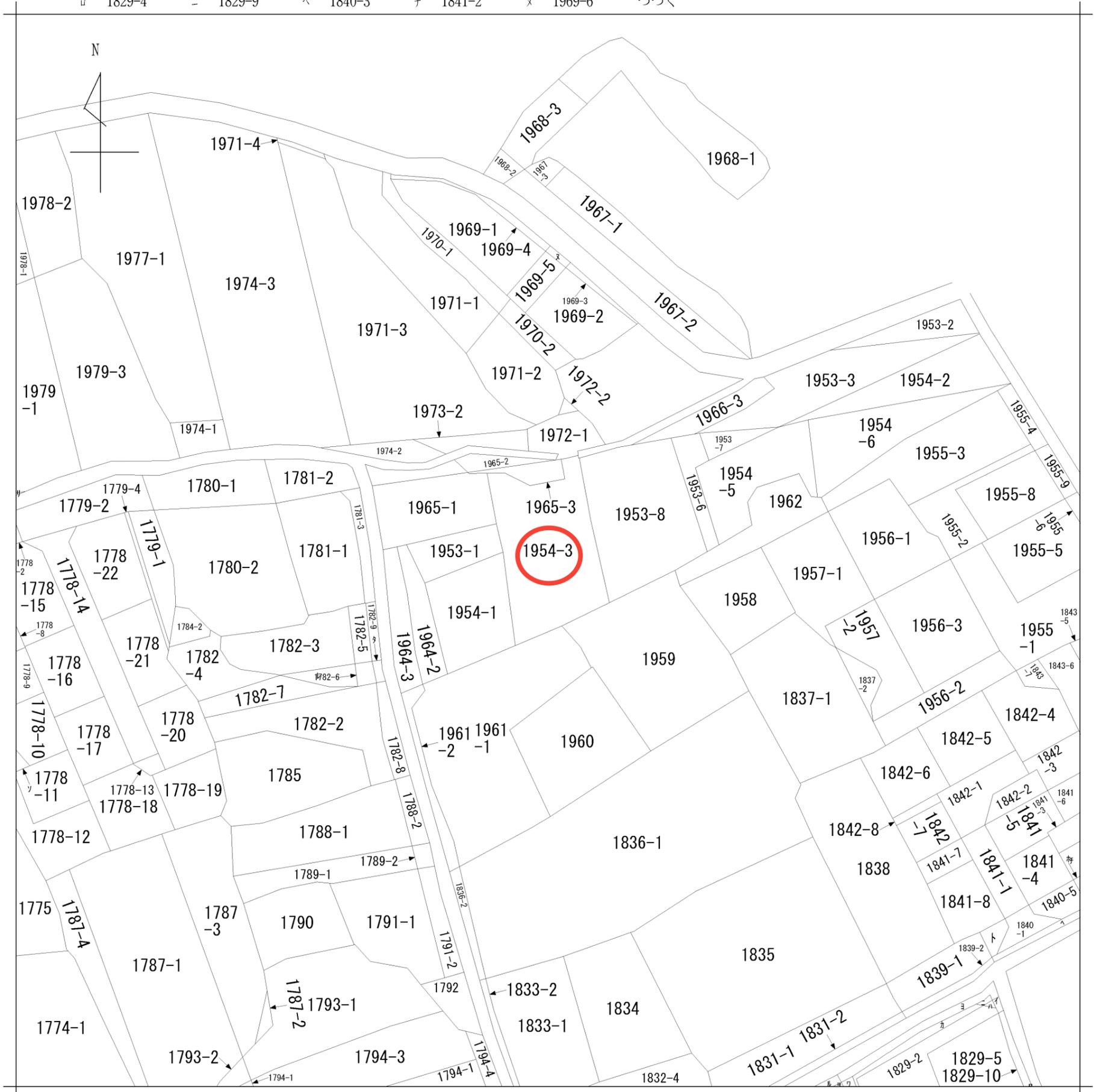


イ 1829-3 ハ 1829-8 ホ 1840-2 ト 1840-4 リ 1979-2 ル 1830-9
 ロ 1829-4 ニ 1829-9 ヘ 1840-3 チ 1841-2 ヌ 1969-6 っづく



請求部	所在	川口市大字榛松字北山梨				地番	1954番3		
出縮	力尺	1/600	精度区	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補事項	

ヲ 1830-8
ワ 1829-7
カ 1829-5
ヨ 1829-1
タ 1782-10
レ 1782-1
ソ 1778-1



2026/03/09 15:04 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年10月8日	不動産番号	0306000338108
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	川口市大字榛松字北山梨			[余白]	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	<small>町反畝歩</small>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1954番3	畑	④	129: :	1954番1から分筆 〔昭和37年9月4日〕	
[余白]	宅地		195:04 :	②③昭和38年9月22日地目変更 〔昭和38年12月24日〕	
[余白]	[余白]		300:81 : :	③1953番4、1953番5、1965番5 を合筆 〔昭和41年7月7日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年10月8日	



2026/03/09 15:07 現在の情報です。

表 題 部 (主である建物の表示)	調製	平成10年10月8日	不動産番号	0306000327465
所在図番号	余白			
所 在	川口市大字榛松字北山梨 1954番地3		余白	
家屋番号	1954番3の1		余白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
作業所 居宅	木造スレート葺平家建	72 : 72 :	昭和38年9月22日新築	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第 2項の規定により移記 平成10年10月8日



2026/03/09 17:50 現在の情報です。

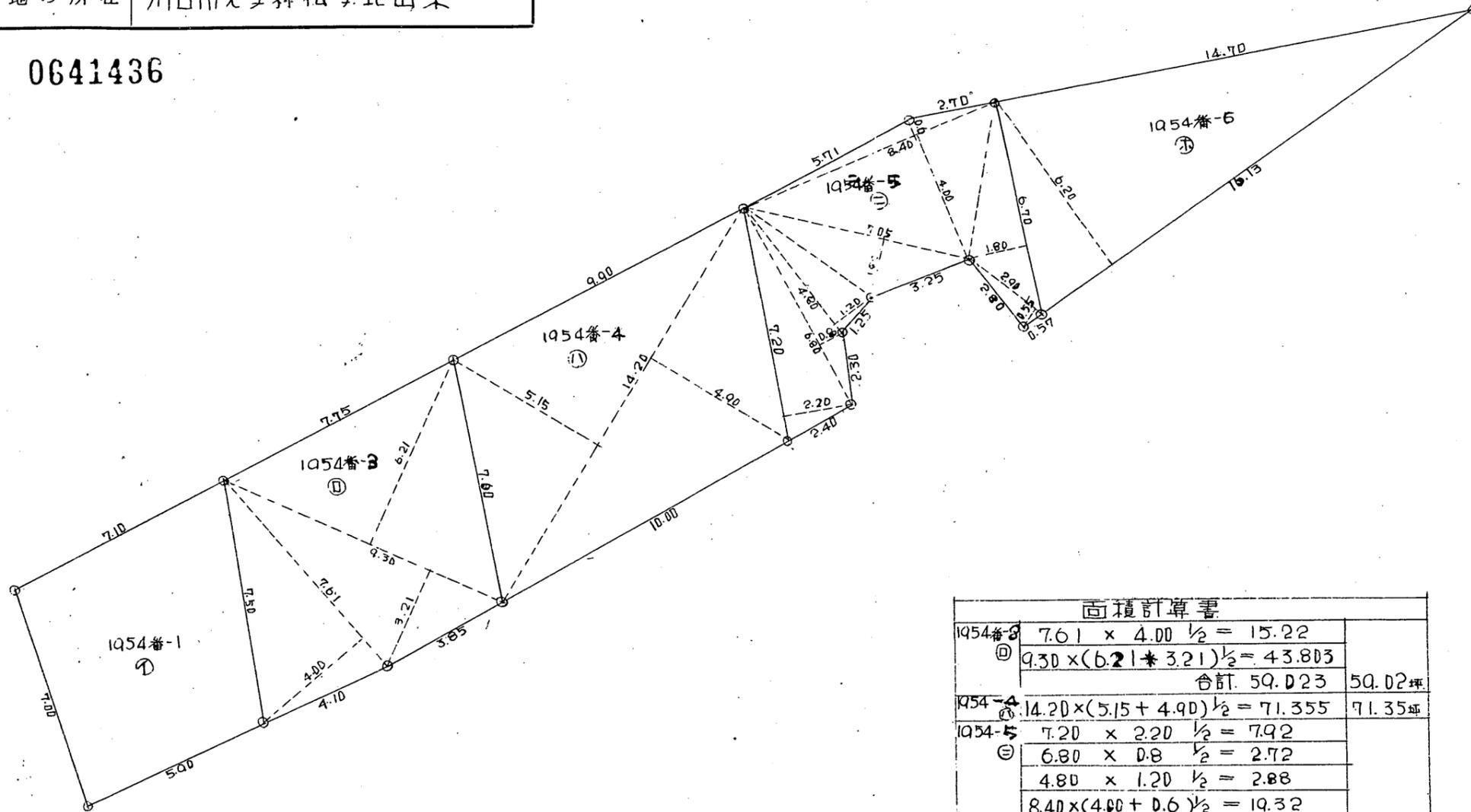
表 題 部 (主である建物の表示)	調製	平成10年10月8日	不動産番号	0306000327466
所在図番号	余白			
所 在	川口市大字榛松字北山梨 1954番地3		余白	
家屋番号	1954番3の2		余白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造瓦葺2階建	1階 50:51 2階 28:98	昭和46年9月18日新築	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月8日	

新 1953-6.1954-1-3-5-6 837.9.4

地番	1954番-1. 1954番-3. 1954番-4.
	1954番-5. 1954番-6.
土地の所在	川口市大字榑松字北山梨

地積測量図

0641436



1954番-3	$7.61 \times 4.00 \frac{1}{2} = 15.22$	
②	$9.30 \times (6.21 + 3.21) \frac{1}{2} = 43.803$	
	合計 59.023	59.02坪
1954-4	$14.20 \times (5.15 + 4.90) \frac{1}{2} = 71.355$	71.35坪
1954-5	$7.20 \times 2.20 \frac{1}{2} = 7.92$	
③	$6.80 \times 0.8 \frac{1}{2} = 2.72$	
	$4.80 \times 1.20 \frac{1}{2} = 2.88$	
	$8.40 \times (4.00 + 0.6) \frac{1}{2} = 19.32$	
	$7.05 \times 1.80 \frac{1}{2} = 6.345$	
	$6.70 \times 1.80 \frac{1}{2} = 6.03$	
	$2.90 \times 0.55 \frac{1}{2} = 0.7975$	
	合計 46.0125	46.01坪
1954-6	$16.13 \times 6.20 \frac{1}{2} = 50.003$	50.00坪

昭和37年8月20日
作製年月日

作製者

土地家屋調査士
川口市青木町参丁目式九五番地
太田茂
申請人

縮尺 1/300 単位間.

(全国土地家屋調査士用紙)

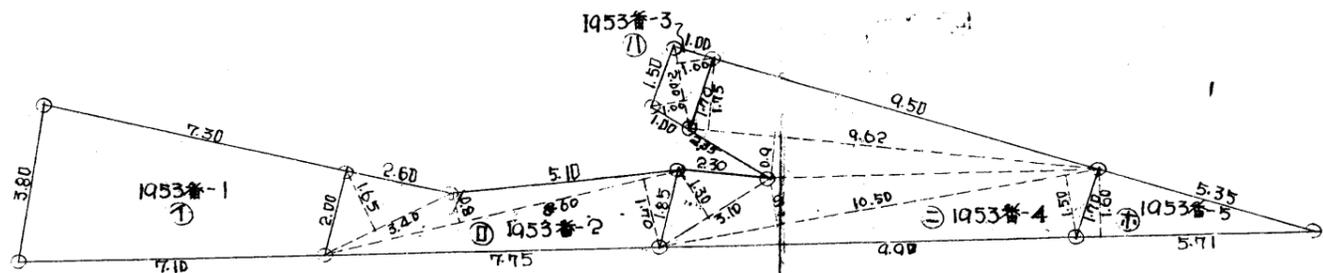
306640

④ 1953-1, -6, -7, 1954-3

237.914

地番	1953番-1, 1953番-2, 1953番-3 1953番-4, 1953番-5, -6, -7
土地の所在	川口市大字松松字北山梨

地積測量図



1953番-2	$3.40 \times 1.65 \frac{1}{2} = 2.805$	
④	$8.60 \times (1.70 + 0.8) \frac{1}{2} = 10.75$	
	合計	13.555
1953番-3	$2.00 \times (1.00 + 1.00) \frac{1}{2} = 2.00$	2.00坪
1953番-4	$9.62 \times (1.75 + 0.9) \frac{1}{2} = 12.7465$	
⑤	$3.10 \times 1.30 \frac{1}{2} = 2.015$	
	$10.50 \times (1.50 + 1.10) \frac{1}{2} = 13.65$	
	合計	28.4115
1953番-5	$5.71 \times 1.60 \frac{1}{2} = 4.568$	4.56坪

1954-3

昭和37年8月15日

作製年月日

作製者

川口市青木町参丁目式九五
土地家屋調査士
太田

申請人

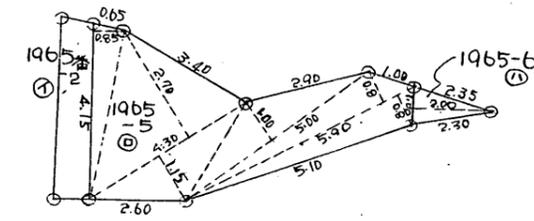
縮尺 1/300 単位間

(全国土地家屋調査士用紙)

0641448

1965-2
新1953-61954-3 837.9.4

地番	1965番-2, 1965-6 1965番-5	地積測量図
土地の所在	川口市大字榛松字北山梨	
縮尺	1/500 単位間	



1965番-5	4.15 × 0.85 ½ = 1.76375	
	4.30 × (2.70 + 1.15) ½ = 8.2775	
	5.00 × 1.00 ½ = 2.50	
	5.40 × (0.8 + 0.8) ½ = 4.72	
	合計 17.26125	17.26坪
1965-6	2.00 × 1.00 ½ = 1.00	1.00坪

加印
入除

作製年月日	昭和37年8月20日	作製者	川口市青木町3丁目295番地 土地家屋調査士 太田 茂	申請人	
-------	------------	-----	-----------------------------------	-----	--

0236061

建築物階平面図



昭和38.12.24

家屋番号

1954-3-1

建物の所在

川口市大字榎松字北山梨1954番23

昭和38年12月11日

製作年月日

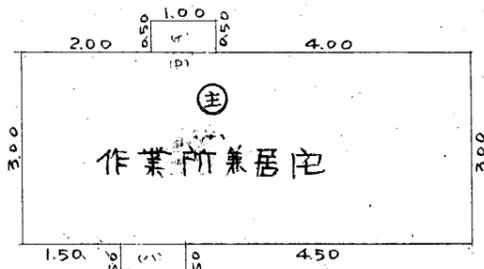
製作者

土地家屋調査士

川口市青木町参丁目式九五番地

太田茂

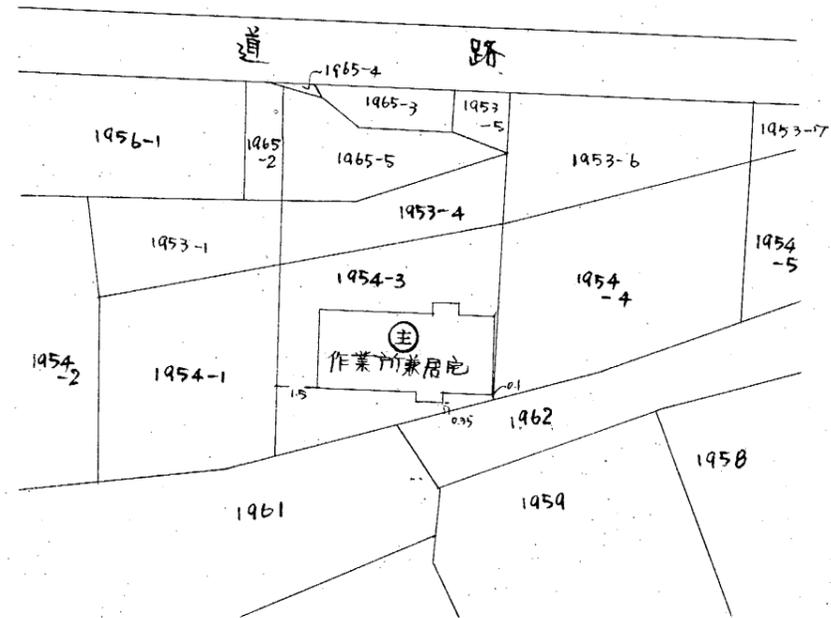
申請人



計算書

- ① 1.00 x 0.50 = 0.50
 - ② 7.00 x 3.00 = 21.00
 - ③ 1.00 x 0.50 = 0.50
- 床面積 22.00

22坪



縮尺 1/500



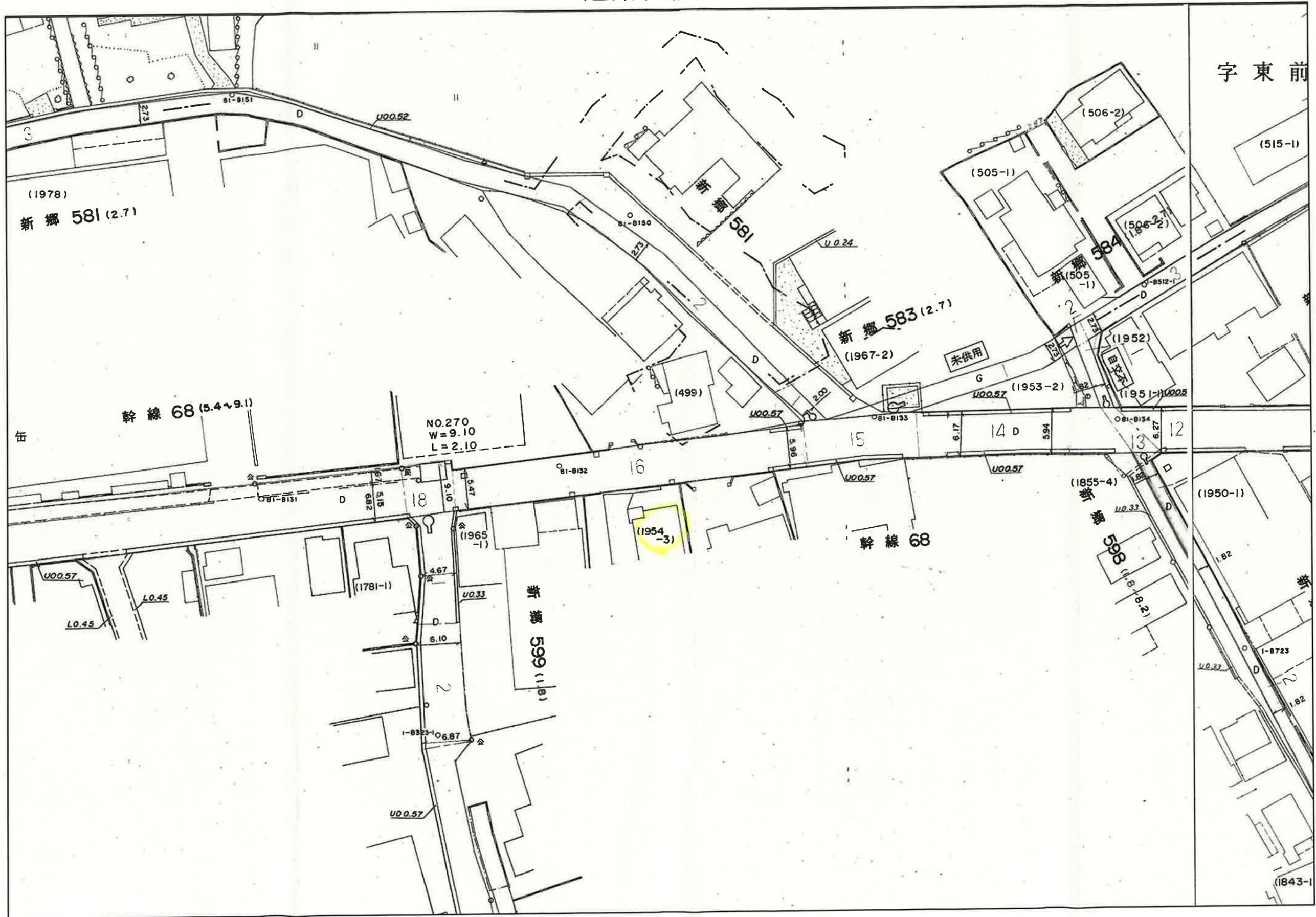
縮尺

1/200

単位間

(全国土地家屋調査士用紙)

道路台帳



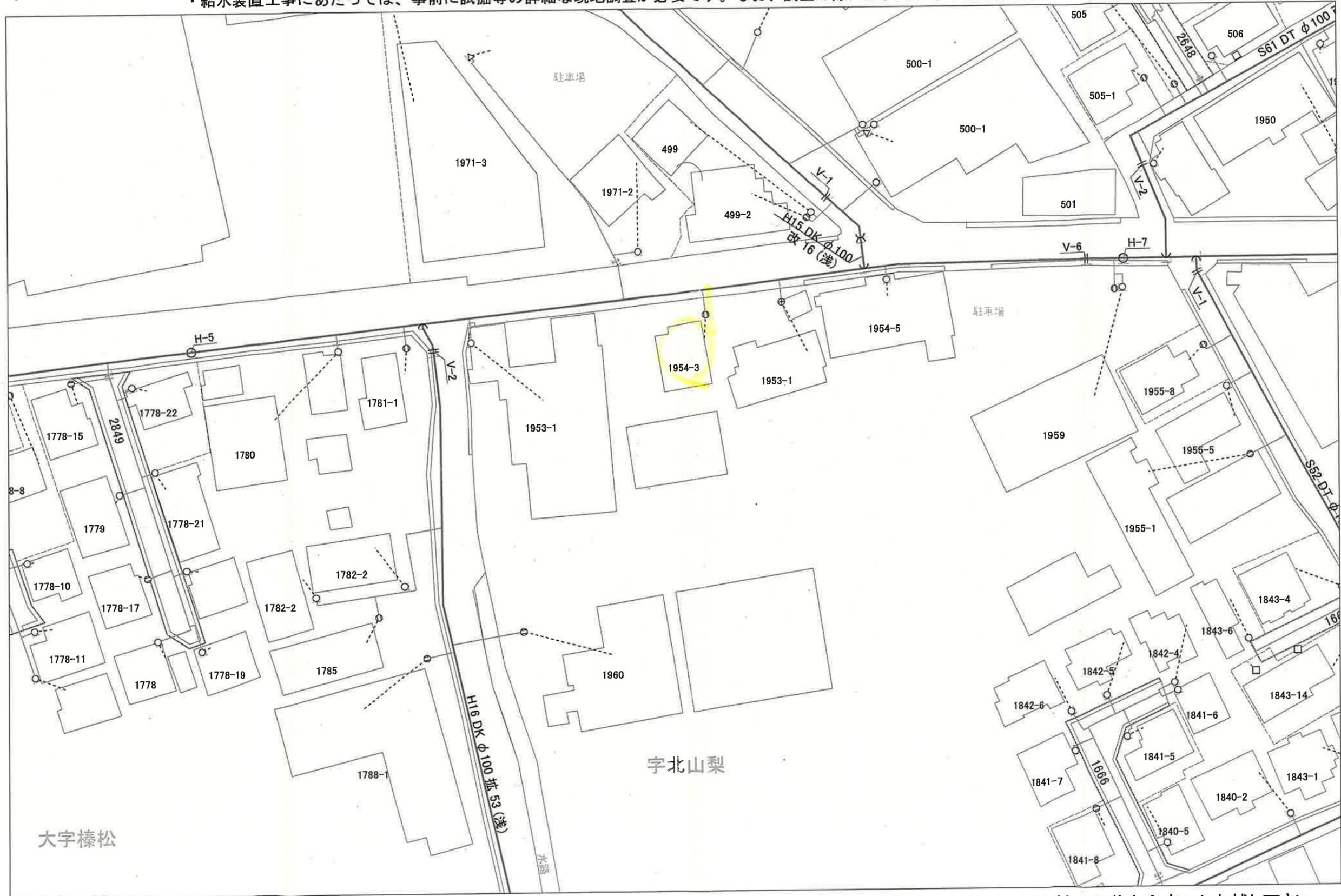
字 東 前

参考資料
川口市
道路管理課

この図面は、現況図ですので、道路の区域を決定しているものではありません。
また、図面作成以後、現況が変わっているところもありますので、現地を確認してください。

参考資料

- ・管網図の配水管・給水管等の記載状況は、施工当時の基準で作成された工事図面等に基づいており、詳細情報に乏しく現地の状況と異なる場合があります。
- ・配布窓口においても同様の工事図面等を元に対応しているため、口頭による補足説明を含め、現地の状況と異なった説明になる場合があります。
- ・上記2点に加え、口頭による説明に対する誤認や聞き間違い等により生じた不利益について、川口市では責任を負いかねますのでご了承願います。
- ・給水装置工事にあたっては、事前に試掘等の詳細な現地調査が必要です。なお、調査の際には、川口市の指定給水装置工事業者にお問い合わせ下さい。



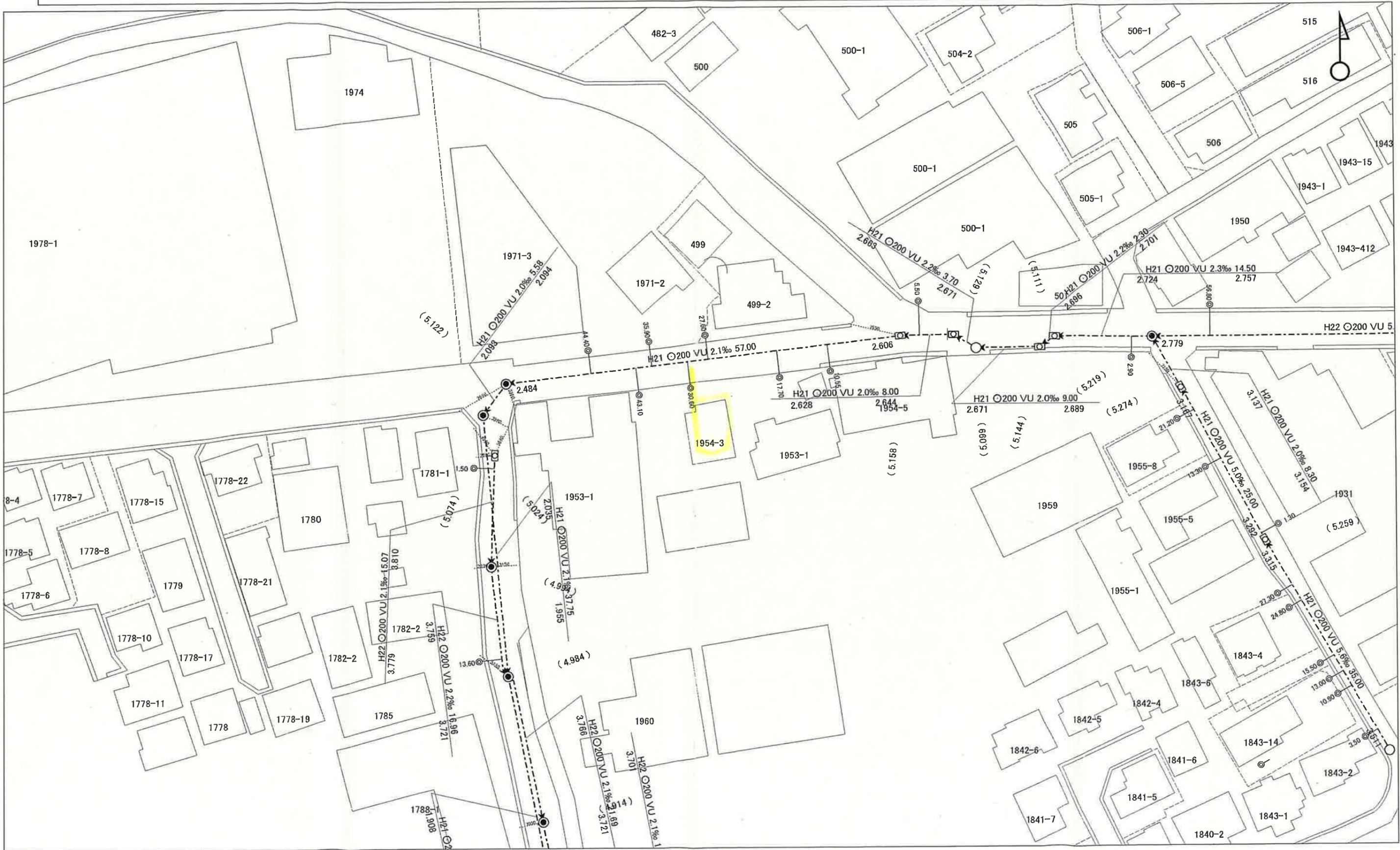
【おことわり】図面交付後、電話やファックスでのお問い合わせにつきましては、調査個所の誤認等の恐れがあるため、お答えしておりません。直接、水道庁舎窓口にお越し下さい。

川口市上下水道局

縮尺 1/500

図面出力年月日 26.03.10





1:500



【利用規約】

- 1 川口市では、できる限り正確な情報の提供に努めておりますが、この図面は、現地を正確かつ詳細に測量したものではありません。下水道の位置が道路、家形等とずれている場合があります。
- 2 下水道工事や道路工事等が行われた場合、しばらくの間、図面と現地が整合しないことがあります。
- 3 本図面を設計、工事等に利用される際は、下水道本管・取付管の位置等を現地で調査・確認の上ご利用ください。
- 4 宅地内や私道の下水道管(排水設備)については、公共下水道ではないため、土地の所有者または使用者に確認するか現地調査をお願いいたします。

用途地域別の建築形態規制等

川口市建築安全課
(令和7年9月1日更新)

用途地域	道路斜線	隣地斜線	北側斜線	絶対高さ制限	建ぺい率 (%)	容積率		日影規制		
	勾配	立上り(m)+勾配	立上り(m)+勾配			(%)	道路幅員(m) に乗じる係数	対象建築物	測定面	規制時間
第一種低層住居専用地域	1.25	規制なし	5+1.25	10m以下	50	100	0.4	軒の高さ7m超 又は地階を除く 階数が3以上	1.5m	(2)4h・2.5h
					60					(3)5h・3h
					50					150
第二種低層住居専用地域	1.25	規制なし	5+1.25	10m以下	50	100	0.4			(2)4h・2.5h
					60					
第一種中高層住居専用地域	1.25	20+1.25	規制なし	規制なし	60	100	0.4	高さ10m超	4m	(1)3h・2h
						150				(2)4h・2.5h
						200				
第二種中高層住居専用地域	1.25	20+1.25	規制なし	規制なし	60	200	0.4	高さ10m超	4m	(2)4h・2.5h
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	1.25	20+1.25	規制なし	規制なし	60	200	0.4	高さ10m超	4m	(1)4h・2.5h
近隣商業地域	1.5	31+2.5	規制なし	規制なし	80	200	0.6	高さ10m超	4m	(2)5h・3h
						300		規制なし	—	—
商業地域	1.5	31+2.5	規制なし	規制なし	80	400	0.6	規制なし	—	—
						700				
準工業地域	1.5	31+2.5	規制なし	規制なし	60	200	0.6	高さ10m超	4m	(2)5h・3h
工業地域 工業専用地域	1.5	31+2.5	規制なし	規制なし	60	200	0.6	規制なし	—	—
用途地域の指定のない区域 (市街化調整区域)	1.25	20+1.25	規制なし	規制なし	50	100	0.4	高さ10m超	4m	□(2)4h・2.5h
					60	200				□(3)5h・3h

※日影図を作成する場合、川口市内は北緯36°00'、東経139°43'を標準とします。

※**建築協定**により表とは異なった規制のある区域が2ヶ所あります。(幸町1丁目の一部、戸塚東3丁目の一部) 詳細は建築安全課のホームページをご参照ください。

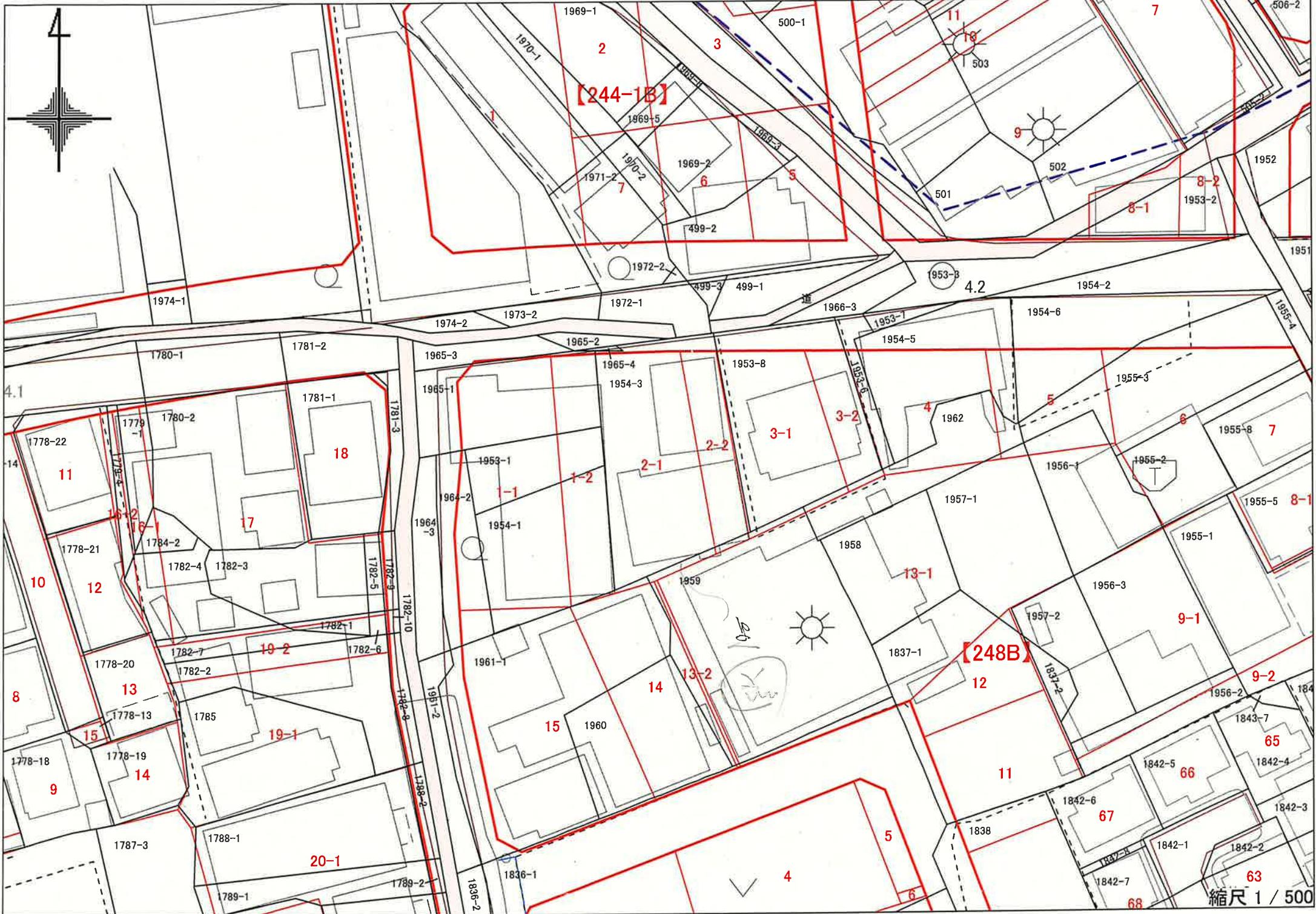
※**壁面後退・最低敷地面積**について建築安全課では定めていません。

壁面後退については地区計画、**最低敷地面積**については地区計画及び開発許可等により定められている場合があります。

詳細は都市計画課・開発審査課にお問い合わせください。

※**地区計画**又は**景観計画**により表とは異なった規制のある区域があります。詳細は都市計画課にお問い合わせください。

※市街化調整区域内の建築若しくは敷地面積が500㎡を超える場合等の開発許可、盛土規制法、中高層建築物条例、ワンルーム条例については、開発審査課にご相談ください。



[244-1B]

[248B]

縮尺 1 / 500